【別紙様式１】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長　　殿 　　　所在地

商号又は名称

代表者氏名

提供口座情報照会システムの構築に係る設計・開発・運用及び保守等業務に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当社（私）は、貴省が公募する提供口座情報照会システムの構築に係る設計・開発・運用及び保守等業務について応募したいので、その旨を表示します。なお、当社（私）は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社（私）に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて指名停止等の不利益処分を受けることに異議はありません。また、事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

１　予算決算及び会計令第70条、71条の規定に該当しません。

２　厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けておりません。また開札日時点において指名停

止措置を受ける見込みもありません。

３　当社（私）は、別添(写)のとおり、令和４・５・６厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、厚生労働省大臣官房会計課長から「役務の提供」で「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有しています。

４　資格審査申請書等に虚偽の事実を記載していません。

５　経営状況、信用度は極度に悪化していません。

６　当社（私）は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について一切滞納がありません。

７　過去１年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていません。８　当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による

不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。

９．当社（私）は、事業の実施に当たり、各種法令を遵守します。

１０．前記１から９について、当社（私）の再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様の対応をします。

※厚生年金保険または国民年金の保険料について、直近２年間に支払うべき社会保険料の領収証書(写)等を添付すること。　　　　　　　　　　　　　　　（担当者）

所属部署：

氏名：

TEL/FAX/e-mail：

【別紙様式２】

暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社（私）は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

1. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
2. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

　　　令和　　年　　月　　日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※　法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

【別紙様式３】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

（３）に係る証明書

支出負担行為担当官

　厚生労働省大臣官房会計課長　殿

　　以下の公募参加制限に該当しないことを証明します。

下記(ｱ)～(ｵ)に掲げる事業者、この事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社または子会社、この事業者と同一の親会社を持つ会社並びにこの事業者の委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者（以下「関連会社」という。）でないこと。

また、本受注者（公募に参加する者を含む）及びその関連会社は、下記(ｱ)～(ｵ) の業務に係る各受注者からの再委託を受託できないものとする。

 (ｱ) 「令和3～5年度における厚生労働省全体管理組織（PMO）の支援【調達支援等】一式」の受注者

 (ｲ) 日本年金機構が令和2年度に調達した「日本年金機構におけるシステム支援等業務一式」の受注者

 (ｳ) 日本年金機構が令和4年度に調達した「日本年金機構におけるシステム支援等業務一式」の受注者

 (ｴ) 厚生労働省が令和3年度に調達した「社会保険オンラインシステム関連プロジェクト推進支援業務一式」の受注者

(ｵ) 厚生労働省が令和4年度に調達した「社会保険オンラインシステム関連プロジェクト推進支援業務（継続契約）一式」の受注者

※　上記(ｱ)～(ｵ)の業務について、各受注者から応募希望者及びその関連会社が再委託を受託している場合は、当該業務の「再委託に係る承認申請書」の写しのほか、契約書の写し等、再委託の作業範囲を客観的に証明できる書類を添付すること。

 所 在 地

 会 社 名

 代表者名

【別紙様式４】

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長　殿

令和　　年　　月　　日

「提供口座情報照会システムの構築に係る設計・開発・運用及び保守等業務」に係る公募内容等の条件を満たす根拠となる説明及び資料の提出について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 参加者の条件 | 左記条件を満たす根拠となる説明及び資料※資料は必要に応じ、別添として添付すること。 |
| １ | 本調達における調達仕様書に基づき、本システムに係る稼働日までに、確実に稼働させることができること。※類似開発の受託実績等を示したうえで説明すること。 |  |
| ２ | 本調達における調達仕様書に基づき、テスト工程の機能間連動、システム間連動、総合運転試験、機関間試験において動作確認の実施が可能であること。 |  |
| ３ | 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年（2023年）6月9日閣議決定）、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を理解していること。 |  |
| ４ | 本契約に係る役務の前提となる開発標準、開発管理標準等の標準類、規約類、ガイド類等の内容を理解していること。 |  |
| ５ | 本案件に係る設計・開発業務の実施期間について、開発体制を維持・管理できること。 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 参加者の条件 | 左記条件を満たす根拠となる説明及び資料※資料は必要に応じ、別添として添付すること。 |
| ６ | 政府調達における80万SDRを超える案件を開発した経験、又は複数の業者が参画する長期にわたる処理を行うシステム開発であって、規模において100万件以上の契約数又は顧客数を持つ全国規模のネットワークシステム（又はそれと同等）のシステムを開発した経験を有していること。 |  |
| ７ | 応札者は、Webアプリケーションを構築した実績を過去３年以内に有すること。 |  |
| ８ | 応札者は、1000名以上の利用者が利用するデータベース機能を有する情報システムの設計・開発を行った実績を過去３年以内に有すること。 |  |
| ９ | 応札者は、官公庁等公的機関に係るシステムの設計・開発の実績を過去3 年以内に有すること。 |  |

【別紙様式５】

誓約書

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長　殿

令和　　年　　月　　日

住　所

法人名

代表者氏名

当社（私）は、「提供口座情報照会システムの構築に係る設計・開発・運用及び保守等業務」に関する調達仕様書に対する意思表示検討のため、厚生労働省から受領した資料についてすべての情報を返却し、かつ、機密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに裁断、粉砕等の方法で読み取りが不能な状態として廃棄処分し、複製品を含めすべての機密情報を保持していないことを誓約いたします。

以上